

令和8年2月10日  
税務課長 南  
内線：3500 外線：076(225)1270

## 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の 被災者に係る不動産取得税の減免措置の延長について

### 1 概要

石川県では、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨によって被災された方々の生活再建を支援するため、被災した不動産に代わる代替不動産を取得した場合に、被害の程度に応じ、代替不動産に課税される不動産取得税の一部又は全額を減免しています。

減免措置の対象となるのは、被災した日から3年以内に代替不動産を取得した場合としておりましたが、代替不動産の取得期限を2年間延長し、被災した日から5年以内とします。

### 2 減免措置の対象となる代替不動産

令和6年能登半島地震又は令和6年奥能登豪雨により被災した不動産と同一の用途に供する不動産で、被災した日から5年以内に取得するもの。

(注) 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨以外の災害により被災した場合における代替不動産の取得期限は、現行同様、被災した日から3年以内となります。

### 3 お問い合わせ先

(申請書類の提出・必要書類等について)

名称	所在地	電話番号	管轄する代替不動産の所在地
金沢県税事務所 不動産取得税課	〒920-8585 金沢市幸町 12-1	076-263-8833	金沢市、かほく市、白山市、津幡町、内灘町、野々市市、小松市、加賀市、能美市、川北町
中能登総合事務所 税務課課税係	〒926-0852 七尾市小島町ニ 33	0767-52-6112	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

(今回実施した減免措置の延長について)

石川県総務部税務課 課税・調査グループ 電話番号：076-225-1272